

# 第2期湧別町地域福祉計画（案）

《計画期間：令和3年度～令和7年度》

湧 別 町

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1. 地域福祉計画とは . . . . . 1 P
- 2. 計画策定の趣旨 . . . . . 1 P
- 3. 計画の位置付け . . . . . 3 P
- 4. 計画の期間 . . . . . 4 P
- 5. 計画の策定体制 . . . . . 4 P

## 第2章 湧別町地域福祉を取り巻く現状

- 1. 湧別町の概況 . . . . . 5 P
- 2. 人口等の状況 . . . . . 6 P
- 3. 高齢者の状況 . . . . . 9 P
- 4. 障がい者の状況 . . . . . 11 P
- 5. 子どもの状況 . . . . . 13 P
- 6. ひとり親家庭の状況 . . . . . 14 P
- 7. 生活困窮者の状況 . . . . . 14 P
- 8. 自治会の状況 . . . . . 15 P
- 9. ボランティア・NPO法人の状況 . . . . . 16 P

## 第3章 基本理念と目標

- 1. 基本理念 . . . . . 17 P
- 2. 計画の目標 . . . . . 18 P
- 3. SDGsを踏まえた計画の推進 . . . . . 19 P
- 4. 計画の体系図 . . . . . 21 P

## 第4章 施策の実現に向けて . . . . . 26 P

### 【資料】

- 1. 地域福祉部会構成委員名簿 . . . . . 44 P
- 2. 湧別町地域福祉計画（素案）に対する意見応募実施結果 . . . . . 45 P
- 3. 湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について . . . . . 46 P
- 4. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例 . . . . . 47 P
- 5. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則 . . . . . 49 P

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

この計画には、

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

を盛り込み、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることとされています。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障がい者」、「子ども」などの対象者ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方々の生活を支えていくことを目指す計画です。

### 2. 計画策定の趣旨

本町では、高齢者や障がい者、子どもなどといった対象者ごとの施策、さらには健康づくりを支援する施策を展開してきました。また、地域住民・ボランティア・NPO法人などによる活動、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる地域での相談・支援活動などの取り組みも積み重ねられています。

しかし、少子高齢化、核家族化の進展による家族機能の低下、個人の価値観が多様化する中で、人と人とのつながりの希薄化などにより、近年の私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、家族内で支える力が低下しており、地域での助け合う力もこれまでのように自然発生的な個々人の力に頼ることは難しくなっています。この変化を反映し、子育て支援や高齢者介護などをはじめとする福祉ニーズは増大・多様化している中で、対象別に特化した「縦割り」支援の仕組みだけでは十分に対応できなくなっており、今までの公助福祉施策のあり方が問われています。

このような社会状況の中で、国は平成27年度に介護保険法を改正し、介護予防・日常生活支援総合事業を導入するなど、介護保険サービスの一部を住民主体型サービスへ移行することを可能としました。平成28年度には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行されました。また、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向を示しました。

本町においても、人口の減少・少子高齢化・核家族化が進展し、高齢者の単身世帯の増加・ひきこもりや8050問題に代表されるような複合的な家族の問題が発生している中、子育てへの不安、健康や介護に対する不安など様々な生活課題を抱え、支援を必要としている方たちがいます。

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある方もない方も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるためには、地域住民・社会福祉法人・NPO法人・医療法人・介護サービス事業者・行政などの地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う地域づくりが必要です。

本町では、平成28年度に「第1期湧別町地域福祉計画」を策定し、住民・事業者・行政が一体となってめざすべき地域社会の実現に向けた施策を進めてきました。

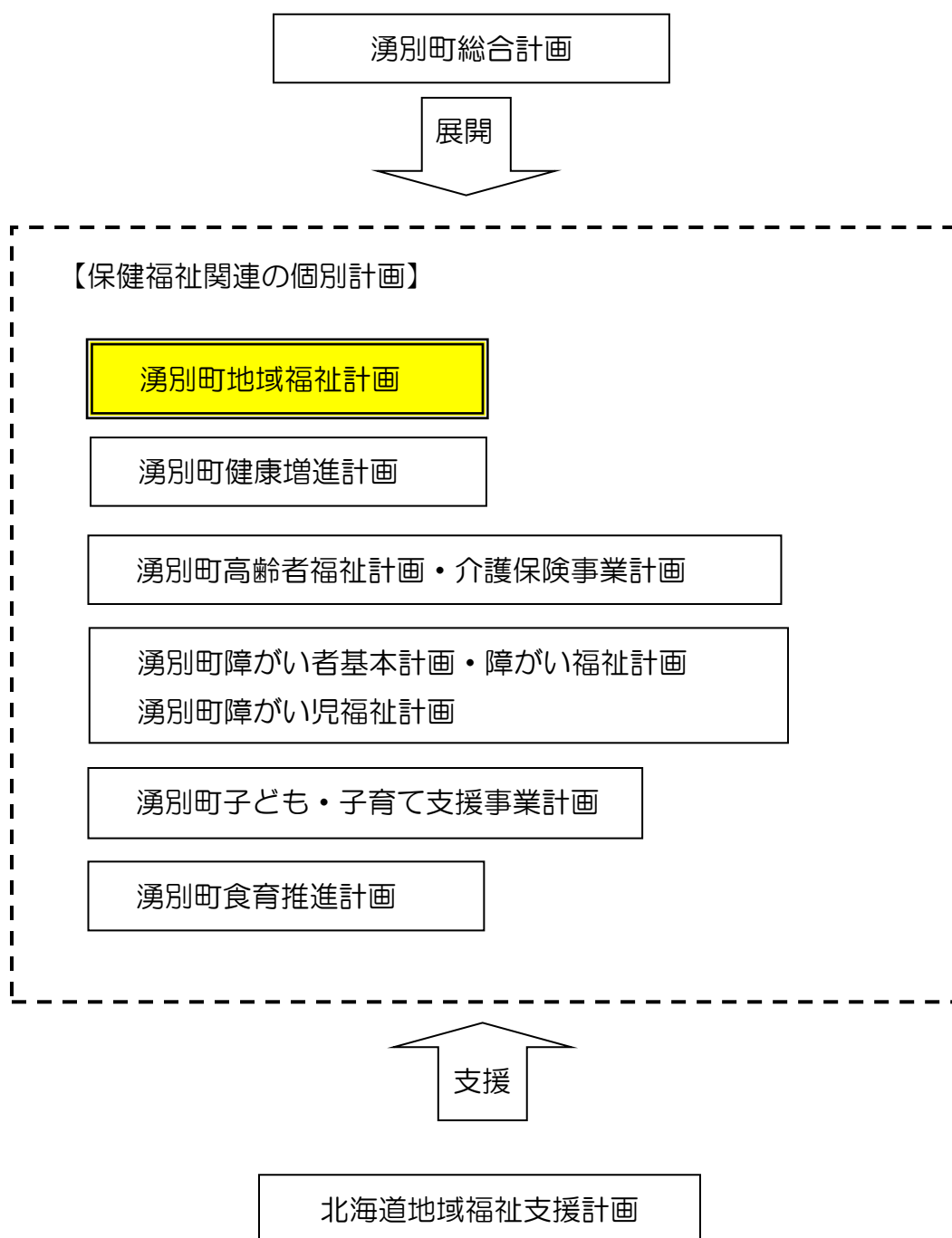
生活課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、令和2年度で計画期間が終了となる「第1期湧別町地域福祉計画」を見直し、ここに「第2期湧別町地域福祉計画」を策定します。

また、見直しにあたっては、湧別町の最上位計画である「第2期湧別町総合計画」がめざす「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

### 3. 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第4条に規定する『地域福祉の推進』を図るため、同法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、町の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる「湧別町総合計画」に盛り込まれた関連施策や、保健福祉関連の個別計画と整合性を図りながら、地域福祉の向上を目指すものです。



## 4. 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度まで5年間とします。なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	
湧別町総合計画		H29 ~ R3			R4 ~ R13				
湧別町保健医療福祉総合計画	地域福祉計画	H28 ~ R2		R3 ~ R7					
	健康増進計画	H28 ~ R4				R5 ~ R14			
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	H30 ~ R2		R3 ~ R5			R6 ~ R8		
	障がい者福祉計画	H30 ~ R2		R3 ~ R5			R6 ~ R8		
	子ども・子育て 支援事業計画	~R1	R2 ~ R6				R7~		
	食育推進計画	H28 ~ R2		R3 ~ R7					

## 5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、湧別町保健医療福祉協議会の中に、識見を有する者及び公募による者で構成する「地域福祉部会」を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定しました。

## 第2章 湧別町地域福祉を取り巻く現状

### 1. 湧別町の概況

湧別町は、北海道の北東部オホーツク海に面しています。オホーツク総合振興局管内のほぼ中央に位置し、行政境界は東が北見市常呂町と佐呂間町、南は遠軽町、西は紋別市に隣接しています。

湧別町の総面積は505.79km<sup>2</sup>であり、これは北海道内自治体平均面積438km<sup>2</sup>を上回り、全179自治体中66番目の広さです。また、オホーツク総合振興局管内自治体平均面積594km<sup>2</sup>を下回り、全18自治体中9番目の広さであり、全道的にも管内的にも平均的な面積を有しています。

地勢は、北海道の背骨である北大雪山域からオホーツク海へと流れる湧別川が形成した湧別原野、国内3番目の面積を誇るサロマ湖に注ぐ河川群が形成した平野部と上流の丘陵産地、シブノツナイ湖に注ぐ河川が形成したシブノツナイ原野と上流の山地により構成されています。

平野部の標高は50m以下と低く平坦であり、サロマ湖とシブノツナイ湖の河畔周辺はゼロ海拔に近く、一部は湿地となっています。

各河川の上流部に位置する山地の標高もおおむね400m以下と低く、山容もなだらかです。オホーツク海の海岸線は、岩礁や岩場地形はなく、低く広い砂浜が直線的に東西へ延び、冬期間は流氷接岸地帯となります。

気候は、アメダス観測点「湧別」の過去10年間の平均気温は6.4℃であり、最高気温38.5℃、最低気温-24.6℃であります。

また、平均降水量は760mmとなっています。

## 2. 人口等の状況

### (1) 人口・世帯数

平成27年国勢調査における湧別町の人口は、9,231人、世帯数は3,861世帯で、平成22年国勢調査と比較すると、5年間で人口が810人、世帯数が149世帯の減少となっており、人口減少が続いている状況です。

また、令和2年3月31日時点の住民基本台帳における人口は8,543人と、688人減少しており、世帯数は230世帯増加しているように見えますが、国勢調査では特別養護老人ホームなどを一世帯と捉えているのに対して住民基本台帳上では入所者の単身世帯などとなっているため、実質、世帯数も減少している状況にあると思われまます。

(単位：人、世帯)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
総人口	11,423	10,758	10,041	9,231	8,543
総世帯	4,068	4,115	4,010	3,861	4,091

資料：総務省「国勢調査」の数値。

令和元年度数値は住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

### (2) 年齢別人口

年齢別では、平成27年国勢調査における年少人口（0～14歳）が10.5%、高齢者人口（65歳以上）が35.8%で、北海道全体（高齢者人口29.0%）と比較しても高齢化が進んでいるといえます。令和2年3月31日時点では年少人口が9.3%、高齢者人口が39.0%となっていて、少子・高齢化が進んでおり、今後も進行することが予想されます。

(単位：人)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
総人口	11,423	10,758	10,041	9,231	8,543
0～14歳	1,679	1,464	1,226	965	793
15～64歳	6,748	6,115	5,582	4,961	4,415
65歳以上	2,996	3,179	3,233	3,305	3,335

資料：総務省「国勢調査」の数値。

令和元年度数値は住民基本台帳（令和2年3月31日現在）



【年齢別・自治会別世帯数・人口】

●湧別地区

(単位：世帯、人、%)

自治会名	世帯数	人 口				
		総 数	0～14 歳 の割合	15～64 歳 の割合	65 歳以上 の割合	75 歳以上
港 町	59	150	4.7	61.3	34.0	18.7
曙 町	110	228	11.0	48.7	40.3	22.4
緑 町	122	221	9.9	49.8	40.3	19.0
栄 町	341	627	11.5	61.1	27.4	13.9
錦 町	355	771	12.5	55.5	32.0	16.7
川 西	49	121	7.5	44.6	47.9	30.6
信部内	31	81	7.4	48.2	44.4	19.8
緑 蔭	2	5	0	40.0	60.0	20.0
登栄床	123	475	13.7	59.8	26.5	12.0
東	207	420	8.3	47.4	44.3	30.2
福 島	11	25	0	36.0	64.0	48.0
芭 露	222	457	8.7	51.0	40.3	23.9
上芭露	51	98	10.2	40.8	49.0	34.7
東芭露	9	23	8.7	43.5	47.8	30.4
西芭露	15	38	5.3	44.7	50.0	36.8
志撫子	22	60	3.3	53.4	43.3	23.3
計呂地	74	155	9.0	51.0	40.0	23.9
小 計	1,803	3,955	10.3	53.6	36.1	20.3

資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

## ●上湧別地区

(単位：世帯、人、%)

自治会名	世帯数	人 口				
		総 数	0～14 歳 の割合	15～64 歳 の割合	65 歳以上 の割合	75 歳以上
旭	16	43	11.6	48.9	39.5	25.6
五の三	96	229	8.3	51.5	40.2	21.4
中湧別東町	242	483	8.1	53.0	38.9	21.3
中湧別北町	377	659	8.7	55.2	36.1	20.6
中湧別中町	104	181	6.6	47.5	45.9	27.1
中湧別南町	341	666	9.5	51.8	38.7	23.1
五の一	197	420	6.2	46.4	47.4	24.3
屯田市街地	541	1,010	9.2	46.1	44.7	29.6
四の三	47	117	6.8	45.3	47.9	29.1
四の二	64	169	7.7	41.4	50.9	27.2
四の一	34	95	11.6	41.0	47.4	22.1
開 盛	159	332	6.3	51.2	42.5	19.0
富 美	52	134	13.4	59.0	27.6	17.9
上富美	8	24	4.1	66.7	29.2	16.7
札富美	10	26	0	57.7	42.3	19.2
小 計	2,288	4,588	8.4	50.0	41.6	24.0
合 計	4,091	8,543	9.3	51.7	39.0	22.3

資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

### 3. 高齢者の状況

#### (1) 高齢者人口

高齢者の人口は増加しており、令和2年3月末では3,335人で、高齢化率は39.0%、約2.6人に1人が高齢者となっています。

※高齢者人口：65歳以上

#### 【高齢者の人口】

(単位：人、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 数 (A)	9,325	9,104	8,941	8,721	8,543
高齢者人口 (B)	3,380	3,390	3,382	3,349	3,335
高齢化率 (B/A)	36.2	37.2	37.8	38.4	39.0

資料：住民基本台帳（各年度の数値は年度末現在）

#### (2) 老人クラブの状況

高齢者人口は年々増加していますが、老人クラブの会員数は令和元年度で726人であり、平成27年度に比べ110人減少しています。

#### 【老人クラブの状況】

(単位：人、クラブ)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会 員 数	836	805	750	703	726
ク ラ ブ 数	26	26	26	25	26

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

### (3) 要介護の状況

令和元年度の要介護・要支援認定者数は647人で、平成27年度に比べて29人増加しています。長寿命化に伴い、年々認定者は増加する傾向にあります。

#### 【要介護認定者数】

(単位：人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要支援	1	95	87	88	104	98
	2	92	76	72	71	61
要介護	1	102	106	129	120	132
	2	79	97	97	80	83
	3	73	86	88	83	90
	4	81	69	71	88	103
	5	96	104	89	90	80
合 計		618	625	634	636	647

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

## 4. 障がい者の状況

### (1) 身体障がい者

「身体障害者手帳」交付者は減少傾向にあり、令和元年度で526人、平成27年度に比べ69人減少しています。

#### 【身体障害者手帳交付者数（等級別）】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	162	152	148	145	147
2 級	81	80	75	67	62
3 級	112	107	106	103	106
4 級	159	158	157	148	148
5 級	47	45	45	39	39
6 級	34	34	32	27	24
合 計	595	576	563	529	526

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

### (2) 知的障がい者

「療育手帳」交付者は増加傾向にあり、令和元年度で129人、平成27年度に比べ14人増加しています。

#### 【療育手帳交付者数（障がい程度別）】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 判定	39	37	37	37	38
B 判定	76	78	85	87	91
合 計	115	115	122	124	129

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

### (3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳」交付者数はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度で54人、平成27年度に比べ3人増加しています。また、級別では2級が35人と最も多く、1級が7人、3級が12人となっています。

#### 【精神障害者保健福祉手帳交付者数（等級別）】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	7	7	8	7	7
2 級	35	39	37	37	35
3 級	9	11	13	12	12
合 計	51	57	58	56	54

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

### (4) 障害支援区分の状況

障害支援区分認定数はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度では58人となっています。

#### 【障害支援区分認定者数】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 1	3	2	1	1	0
区分 2	8	8	9	8	6
区分 3	15	12	9	8	9
区分 4	13	15	17	16	15
区分 5	11	12	11	12	14
区分 6	11	13	13	14	14
合 計	61	62	60	59	58

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

## 5. 子どもの状況

### (1) 出生の状況

湧別町の出生数は、減少傾向にあり、令和元年度で37人、平成27年度に比べ16人減少しています。

#### 【出生数】

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出生数	53	52	52	44	37

資料：住民税務課（各年度の数値は年度末現在）

### (2) 子育て支援サービス

子どもの数は年々減少していますが、少子化や核家族化、女性の社会進出が進む中において、子育て支援サービスの充実が求められています。

#### 【子育て支援センターの利用状況】

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
湧別子育て支援センター	1,567	3,708	1,741	1,122	1,150
中湧別子育て支援センター	2,228	2,540	2,154	2,164	1,063

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

#### 【児童センターの利用状況】

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
湧別児童センター	9,218	9,029	7,996	8,017	6,909
なかよし児童センター	9,779	10,156	8,884	9,171	9,998

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

## 6. ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭世帯数は、ゆるやかな減少傾向にあり、母子家庭数が減少している一方で父子家庭数が増加傾向にあります。

### 【ひとり親家庭世帯数】

(単位：世帯)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 数	206	203	195	185	185
母子家庭	201	192	182	171	168
父子家庭	5	11	13	14	17

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

## 7. 生活困窮者の状況

生活保護受給世帯数及び保護人員は、ほぼ横ばいで推移しており、千人あたりの保護率は令和元年度で11.6%となっています。

### 【生活保護受給世帯数・人数】

(単位：世帯、人、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世 帯 数	76	79	80	84	81
保護人員	96	99	100	103	99
保 護 率	10.3	10.9	11.2	11.8	11.6

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）



## 8. 自治会の状況

総世帯数は、平成27年度からの5年間については減少傾向にあります。自治会への加入率は、92～94%の間で推移しており大きな変動はありません。

### 【自治会の加入状況】

(単位：世帯、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総世帯数	4,185	4,141	4,128	4,086	4,091
加入世帯数	3,956	3,921	3,906	3,850	3,790
加 入 率	94.5	94.7	94.6	94.2	92.6

資料：総務課（各年度の数値は年度末現在）

## 9. ボランティア・NPO法人の状況

### (1) ボランティア団体

ボランティア登録団体数及び人数は、4団体 68人となっています。

#### 【ボランティア登録団体の活動状況】 (単位：人)

団体名	会員数
はまなすボランティアサークル	17
湧別町赤十字奉仕団 湧別分団 あやめ会	13
湧別町赤十字奉仕団 上湧別分団 あゆみの会	29
湧別高校ボランティアクラブ	9

資料：社会福祉協議会（社会福祉協議会へ登録している団体）

### (2) NPO法人

湧別町内では、2つのNPO法人（特定非営利活動法人）が活動しています。

#### 【NPO法人数】

法人名	主な活動分野
ゆうべつ 20-21-22	まちづくり
ポレポレゆうべつ（湧別町地域活動支援センターポレポレゆうべつ）	福祉

資料：北海道認証団体一覧表（令和2年3月31日現在）

## 第3章 基本理念と目標

### 1. 基本理念

現在の地域社会は、少子高齢化、核家族化の進展による家族機能の低下、個人の価値観が多様化する中で、人と人とのつながりの希薄化などにより、近年の私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、家族内で支える力が低下しており、地域での助け合う力もこれまでのように自然発生的な個々人の力に頼ることは難しくなっています。

このため、湧別町のすべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、自発的に自身の生活課題を解決する力（自助）、家族や友人・知人などお互いが解決し合う力（互助）、医療・年金・社会保険制度など制度化された相互扶助（共助）、自助・互助・共助では対応できない社会福祉制度（公助）の役割分担と相互の連携によって、地域の持つ力と公的な支援体制の協働により、支え合いながら安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を築くことを目標に、「湧別町地域福祉計画」の基本理念を次のように定めます。

健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり

## 2. 計画の目標

基本理念を実現するため、本計画では次の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いに個性を尊重し、困ったときに互いに助け合い、支え合う「やさしさにあふれるまちづくり」を目指します。

### 基本目標2 とともに支え合うまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

### 基本目標3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

### 基本目標4 安心して生活できるまちづくり

誰もが、安全で快適な環境の中で、「安心して生活できるまちづくり」を目指します。

### 3. SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、持続できるという Sustainable（サステイナブル）のS、開発という Development（ディベロップメント）のD、目標である Goal の複数形 Goals（ゴールズ）のGとsの略称であり、日本語訳として『持続可能な開発目標』とされています。

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間を達成年限とする国連加盟国193か国の国際社会の共通目標で、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17の目標と169のターゲット（具体目標）及び232の指標で構成されており、先進国と開発途上国が一丸となって取り組みを行っています。

我が国においても2016（平成28）年に『SDGs実施指針』を策定し、積極的に取り組みを進めています。

湧別町では、本計画の各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、基本理念・基本目標の達成に向けてSDGsの視点を取り入れた各種施策の推進を図ります。



**1. 貧困をなくそう**  
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



**4. 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



**2. 飢餓をゼロに**  
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



**5. ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



**3. すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



**6. 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

※包摂的…誰一人取り残さない。最も遅れているところのニーズと関心を最優先することを意味する。



**7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**10. 人や国の不平等をなくそう**  
 国内および国家間の格差を是正する



**8. 働きがいも経済成長も**  
 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



**11. 住み続けられるまちづくりを**  
 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



**9. 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



**12. つくる責任 つかう責任**  
 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



**13. 気候変動に具体的な対策を**  
 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



**16. 平和と公正をすべての人に**  
 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



**14. 海の豊かさを守ろう**  
 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する









**17. パートナーシップで目標を達成しよう**  
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する







**15. 陸の豊かさを守ろう**  
 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る


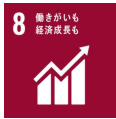













## 4. 計画の体系図










基本目標	施策の方向	施策
<p>1 やさしさにあふれるまちづくり</p>	<p>1 子育てにやさしい環境づくり</p>	<p>(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供</li> <li>● 幼児期の学校教育・保育の充実</li> </ul>  <p>(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子ども・子育て支援事業の推進</li> <li>● 児童の健全育成</li> </ul>  <p>(3) 特別な支援を必要とする子どもへの取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待防止対策の充実</li> <li>● ひとり親家庭の自立支援の推進</li> <li>● 障がい児施策の充実等</li> </ul> 
	<p>2 地域福祉活動を担う人材の育成</p>	<p>(1) 福祉意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉教育の推進</li> <li>● 地域福祉に関する理解を深める取り組みの推進</li> </ul> 

基本目標	施策の方向	施策
1 やさしさにあふれるまちづくり	2 地域福祉活動を担う人材の育成	<p>(2) 地域福祉活動を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動を担う人材の育成</li> <li>●ボランティアの養成</li> </ul> 
2 とともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	<p>(1) 地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交流機会の促進</li> <li>●地域サロンの推進</li> </ul>  <p>(2) 協働のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で支える仕組みの充実</li> <li>●地域・隣近所での支援の促進</li> </ul> 
2 とともに支え合うまちづくり	2 地域福祉を支える団体活動の推進	<p>(1) 社会福祉協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会活動支援</li> </ul>   <p>(2) 地域福祉を支える団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア団体等の活動支援</li> <li>●民生委員児童委員協議会の活動支援</li> </ul> 



基本目標	施策の方向	施策
<p>3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり</p>	<p>1 健康づくりの推進</p>	<p>(1) 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病の発症予防と重症化予防</li> <li>●健康に関する生活習慣の改善</li> <li>●健康を支え守るための社会環境の整備</li> </ul>  <p>(2) 医療との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療との連携</li> </ul> 
	<p>2 福祉サービスの適切な利用の推進</p>	<p>(1) 情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供体制の整備</li> </ul>  <p>(2) 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談体制の充実</li> </ul> 

基本目標	施策の方向	施策
<p>3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり</p>	<p>3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実</p>	<p>(1) 高齢者福祉の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な介護サービスの提供</li> <li>●高齢者の就労支援</li> <li>●高齢者の生きがいづくりの推進</li> <li>●認知症施策の推進</li> <li>●ひとり暮らし高齢者等の支援</li> <li>●介護者への支援体制</li> <li>●介護予防施策の推進</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div> <p>(2) 障がい者の自立支援と社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいへの理解促進</li> <li>●障がい者の生活支援の充実</li> <li>●障がい者の雇用・就業の推進</li> <li>●発達支援システムの確立</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div> <p>(3) 低所得者等の福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●低所得者福祉の推進</li> <li>●生活困窮者の自立支援</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 貧困をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2 飢餓をゼロに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>

基本目標	施策の方向	施策
	<p>4 切れ目のない権利擁護システムの推進</p>	<p>(1) 人権を尊重する社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権意識の啓発</li> <li>●配偶者からの暴力被害者への支援</li> <li>●高齢者や障がい者の権利擁護</li> </ul>    <p>(2) 成年後見制度等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の推進</li> <li>●日常生活自立支援事業の活用推進</li> </ul>   
<p>4 安心して生活できるまちづくり</p>	<p>1 安全で快適な環境づくりの推進</p>	<p>(1) 生活環境・災害時に備えた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者の把握</li> <li>●良好な生活環境の確保</li> <li>●災害時の支援体制の構築</li> </ul>   

## 第4章 施策の実現に向けて

### 基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

#### 1 子育てにやさしい環境づくり

##### 【現状と課題】

近年、我が国では、急速な少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。

このことから、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子どもの健やかな育ちと子育てを支えていくことが、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっています。

##### 【施策の方向性】

子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、本町の子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支え合う地域づくりを目指します。

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の推進等

##### ●幼児期の学校教育・保育の一体的提供

少子化や核家族化の進展などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。

##### ●幼児期の学校教育・保育の充実

核家族や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も保育所や幼稚園などにおいて、施設整備や保育サービスの充実に努めます。

## (2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進

### ●地域子ども・子育て支援事業の推進

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するため、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。

### ●児童の健全育成

子どもは、遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、地域社会の中で異年齢の子ども同士でも自由に遊び、学習や様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。

## (3) 特別な支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

### ●児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防・早期発見・早期対応が求められています。

このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察・地域などの関係機関等による連携・協力のもと総合的な支援に努めます。

### ●ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭が安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

### ●障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消などに努めます。

## 2 地域福祉活動を担う人材の育成

### 【現状と課題】

困ったときに助け合うことができる「やさしさにあふれるまち」をつくるためには、すべての人がかけがいのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人が認識し、新たな支え合いの仕組みを理解することが必要となっています。

### 【施策の方向性】

誰もが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていくため、福祉教育の推進、地域福祉に関する出前講座の開催、地域交流活動の推進など、地域に暮らす様々な人とふれ合う機会を通じて、認め合い尊重し合う心を育てる取り組みを推進します。

#### (1) 福祉意識の醸成

##### ●福祉教育の推進

地域福祉を推進していくためには、福祉を実践しようとする「意識づくり」「風土づくり」が不可欠です。これには、家庭や地域、学校などの様々な場において、福祉教育を推進していくことが必要です。

このため、学校や福祉関係者との連携のもと、福祉教育への支援を継続するなど、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。

##### ●地域福祉に関する理解を深める取り組みの推進

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域で暮らす人たちが互いに個性を尊重し、責任と自覚をもって地域福祉に取り組んでいくことが必要なことから、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者などに対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。

## (2) 地域福祉活動を担う人材の育成

### ●地域福祉活動を担う人材の育成

地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられており、地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識を高めて、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。

### ●ボランティアの養成

地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。

## 基本目標2 ともに支え合うまちづくり

### 1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

#### 【現状と課題】

核家族化の進行・住民同士のつながりの希薄化により、かつての伝統的な家族や地域での相互扶助機能は低下し、個人の価値観の多様化もあり、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わってきています。

家庭内で支える力が低下し、地域で助け合う力も自然発生的な個々人の力に頼ることが難しくなってきている中、様々な問題に直面しながら、その対応に不安を抱えている方が少なくありません。

本町に住む多くの人たちは、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができることを望んでおり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

住民一人ひとりをはじめ、関係する機関・団体・行政が一緒になって、すべての町民が地域を構成する一員であるということを再認識することが必要です。

#### 【施策の方向性】

住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるよう、「生きがい」や「楽しみ」を持ち続け、活気に満ちた生活を送ることにより「引きこもり」をなくし、地域内活動の参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

このため、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため「協働のまちづくりの推進」や地域住民やボランティアなどによって運営されている「地域サロンの推進」に努めます。

#### (1) 地域福祉活動の推進

##### ●交流機会の促進

文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある方の社会参加を促進します。

##### ●地域サロンの促進

身近なところで高齢者や障がいのある方などが交流できる場である地域サロンは、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見などに有効であることから、地域で暮らす誰もが集える「地域サロンの推進」に努めます。



## (2) 協働のまちづくりの推進

### ●地域で支える仕組みの充実

民生委員・児童委員や自治会などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある方を地域で見守る体制の充実を図ります。

### ●地域・隣近所での支援の促進

身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくりを進めるとともに、地域で支援できる人材の育成に努め、支援体制の構築を図ります。

## 2 地域福祉を支える団体活動の推進

### 【現状と課題】

地域福祉の課題に対しては、自治会や社会福祉協議会、老人クラブなどの関係機関、団体と地域との連携により解決することが求められています。

現在、様々な民間の福祉活動団体により、各種サービスが提供されていますが、このような団体同士が連携・協力し、地域住民の活動を支援する基盤をつくることが重要であり、それぞれの団体が有する専門的な知識や能力を共有し、効果的・効率的な活動を行うことが求められています。

### 【施策の方向性】

自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携・協力により、福祉に関する情報交換や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関・団体などによる円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりを推進します。

## (1) 社会福祉協議会との連携

### ●社会福祉協議会活動支援

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な存在として、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間による要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する湧別町社会福祉協議会の活動を支援します。

## (2) 地域福祉を支える団体の活動支援

### ●ボランティア団体等の活動支援

制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない方のニーズや日常生活での困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要になることから、ボランティア団体等の活動を支援します。

また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

### ●民生委員児童委員協議会の活動支援

社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。

## 基本目標3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり

### 1 健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

医学の進歩や生活環境、食生活の改善により、日本は世界有数の長寿国となった一方で、自動車や家電製品の普及、食生活の欧米化により、脳血管疾患・糖尿病・心臓病などの生活習慣病が増えてきています。

今後、ますます高齢化が進むなかで、一人ひとりが健康に関心をもち、高齢になっても地域との交流を大切にして、ライフステージに合わせた健康づくりが必要です。

#### 【施策の方向性】

要介護の原因となる脳血管疾患・認知症・運動機能低下を予防するため、中高年期からの健康づくりを推進して、健康寿命の延伸を目指します。

また、住民一人ひとりが地域で孤立することなく、生きがいのある生活が送れるよう、住民同士のつながりの構築にも努めます。

#### (1) 健康づくりの推進

##### ●生活習慣病の発症予防と重症化予防

特定健康診査やがん検診などの定期受診を継続できるよう、受診勧奨や受診しやすい健診体制の整備を行います。

また、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。

##### ●健康に関する生活習慣の改善

栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善などについて、ライフステージに合わせて、住民と一緒に取り組みます。

##### ●健康を支え守るための社会環境の整備

自分自身の取り組み（自助）、家庭や地域等の支援（互助）、行政や関係機関等の支援（公助）など、それぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むため、情報共有や多分野連携を推進します。

## (2) 医療との連携

### ●医療との連携

誰もが健康で生活するために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や、疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会の確保など、保健・福祉と医療の連携に努めます。

## 2 福祉サービスの適切な利用の推進

### 【現状と課題】

住民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変重要です。相談者に対して福祉制度や福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を行うことや相談者が適切な福祉サービスを選択することができるように、相談窓口を整備強化する必要があります。

また、相談者が複数の課題を抱えているケースが多い場合や誰にも相談できずに地域から孤立する可能性があることから、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所の整備や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていくという相談・支援体制の強化が必要となっています。

### 【施策の方向性】

住民が抱える福祉課題をより柔軟に早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関の育成・整備が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。

また、保健・医療・福祉などの様々な分野の連携を強化し、福祉制度や福祉サービスなどのわかりやすい・障がい等に配慮した方法による情報提供に努めます。

## (1) 情報提供体制の整備

### ●情報提供体制の整備

必要な情報を共有できるよう保健・医療・福祉などの多分野の連携を強化し、多様化・複雑化するニーズに対応し適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。

## (2) 相談体制の充実

### ●相談体制の充実

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など身近な地域の相談機関の機能充実を図ります。

また、保健福祉に関する各分野の連携を強化しサービスを必要とする住民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めます。

身近な地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、広域的に活動している専門的な相談機関につなげます。

## 3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実

### 【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が主体的にサービスを選択する利用制度となったことから、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取り組みを進めることが必要です。

本町では、子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉などにおいて個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて福祉サービスが提供されるよう各施策を推進しています。

多様化・複雑化する住民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会やNPO法人などによる様々なサービスの参入を促進することも必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

### 【施策の方向性】

福祉サービスの充実と事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、支援の必要な方が確実に支援を受けられる仕組みづくりに努めます。

## (1) 高齢者福祉の支援体制の充実

### ●適切な介護サービスの提供

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。

また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。

### ●高齢者の就労支援

高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズにあった雇用機会の拡大が図られるよう支援に努めます。

また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、情報提供に努めます。

### ●高齢者の生きがいの推進

高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる場と、自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生かし社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

### ●認知症施策の推進

認知症を正しく理解し認知症の方や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。

また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の方や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。

### ●ひとり暮らし高齢者等の支援

ひとり暮らし高齢者等が年々増えていくなかで、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。

また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、緊急時の対応に不安のある世帯に対する緊急通報システムの設置や民間事業者等との見守りに関する協定の締結など安否確認の体制の充実を図ります。

### ●介護者への支援体制

介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとを相談できる地域包括支援センターを中心として相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部助成などを行い、在宅介護の継続を支援します。

### ●介護予防施策の推進

介護予防は、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防といった心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における活動や社会参加といった高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に居場所や役割をつくり、人と人とのつながりのなかで、住民同士が支え合うコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。

## (2) 障がい者の自立支援と社会参加

### ●障がいへの理解促進

障がいのある方の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある方もない方も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある方の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知活動」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努め、住民全体で助け合う社会の実現を目指します。

### ●障がい者の生活支援の充実

障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。

また、障がいのある方の中で就労が困難である方や通院等で経済的に困窮している方の経済的自立への支援に努めます。

### ●障がい者の雇用・就業の推進

障がいのある方の社会参加と生きがいづくりや経済的自立のため、関係機関と連携しながら障がいのある方自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。

### ●発達支援システムの確立

わかりやすい情報提供や相談支援体制の充実及び関係機関の連携強化など、乳幼児期から成人期までの発達上の困り感を持つ子どもや家族のニーズ、ライフステージに応じた支援体制の構築・強化を推進します。

## (3) 低所得者等の福祉の推進

### ●低所得者福祉の推進

低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労・生活などの相談、指導の充実を図ります。

### ●生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。



## 4 切れ目のない権利擁護システムの推進

### 【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている方を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取り組みが求められています。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない方にとっては、福祉サービスの利用にあたって、その選択や契約手続きが自力では行えないことから、サービスを必要とする方が、適切なサービスを安心して受けられるための権利擁護体制の整備が求められています。

### 【施策の方向性】

高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。

また、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がい者などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。

#### (1) 人権を尊重する社会の形成

##### ●人権意識の啓発

地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行います。

##### ●配偶者からの暴力被害者への支援

配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。

##### ●高齢者や障がい者の権利擁護

高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。

また、虐待防止などに関する啓発普及に努めます。

## (2) 成年後見制度等の推進

### ●成年後見制度の推進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。

### ●日常生活自立支援事業の活用推進

社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が十分ではない方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発を通じて支援に努めていきます。

## 基本目標4 安心して生活できるまちづくり

### 1 安全で快適な環境づくりの推進

#### 【現状と課題】

少子・高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、早期発見、早期対応、さらに「見守り」を必要とする方が増えています。しかしながら、相互扶助意識の希薄化や、自治会や老人クラブにおいては、高齢化の進行と加入者の減少により地域コミュニティ活動に困難な状況が見受けられます。公的な見守り体制に加え、身近な地域のなかで助け合いや見守りが行えるよう、人材の育成や地域住民同士のネットワークづくり、災害時等に支援が必要な人の情報の共有などが必要とされています。

また、誰もが、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らすためには、生活環境の向上・良好な生活環境の確保が重要です。さらに、近年、日本各地で相次いで発生している豪雨による水害、土砂災害、竜巻、暴風雪等の災害に対し迅速かつ効果的に対応するため、地域における防災体制の構築強化が強く求められています。

#### 【施策の方向性】

高齢化の進展や地域における生活課題の多様化などに伴い、福祉に関係する団体との連携が重要になります。自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、町内の事業者など、地域資源である団体相互の連携強化を図ります。

また、公共施設や公営住宅などの公共建築物及び道路などの整備においては、景観の向上と地震などの災害に対応した整備に努めます。

さらに、災害時の避難に困難が想定される高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に配慮した避難対策を講じます。

#### (1) 生活環境・災害時に備えた体制の整備

##### ●避難行動要支援者の把握

地域に住むひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方の情報把握に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、消防団など各関係機関・団体がもっている情報の共有化を推進します。

●良好な生活環境の確保

高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観に配慮したまちづくりを目指します。

また、地震災害などに強い公共施設などの建設や改修に努めます。

●災害時の支援体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などで、災害時の避難に支援が必要な方の把握に努め、避難が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めます。

また、防災訓練などを通じて地域の連帯感の向上を目指し、地域で適切な援護ができる体制の確立を図るよう、関係団体などと検討を進めます。

# 資料編

地域福祉部会構成委員名簿

	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	湧別町社会福祉協議会	会 長	西川 仁史	
2	湧別町国民健康保険運営協議会	委 員	久保美恵子	
3	湧別福祉会	理事長	野津 玲子	
4	上湧別福祉会	理事長	高橋 茂	
5	湧別町自治会連合会	会 長	北村 茂	
6	湧別町青少年健全育成町民会議	議 長	神尾 一明	
7	湧別オホーツク園	施設長	篠田 悟	部会長
8	湧愛園	施設長	三好 信一	副部会長
9	はまなすボランティア	事務局	茂木由美子	

## 湧別町地域福祉計画（素案）に対する意見応募実施結果

「第2期湧別町地域福祉計画（素案）」に対する意見募集を実施したところ、意見等の提出はありませんでした。

### 1. 意見の募集結果

#### (1) 募集期間

令和3年2月10日（水）から令和3年3月10日（水）

#### (2) 意見総数

0件（0人）

#### 【提出方法】

持 参	－ 件
郵 送	－ 件
F A X	－ 件
電子メール	－ 件

#### 【取り扱い】

■修 正 素案に追加、修正するもの	－ 件
■掲載済み 既に素案に記載されているもの	－ 件
■参 考 今後、参考とするもの	－ 件

### 2. 寄せられた意見の概要

<寄せられた意見の概要と実施機関の考え方>

今回寄せられた意見はありませんでした。

## 湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について

- ① 令和 2年12月22日（火） 諮問（町から協議会へ）
- ② 令和 2年12月22日（火） 第1回保健医療福祉協議会
- ③ 令和 3年 1月13日（水） 保健医療福祉協議会 第1回地域福祉部会
- ④ 令和 3年 2月10日（水）から 3月10日（水）  
パブリックコメント実施
- ⑤ 令和 3年 3月25日（木） 第2回保健医療福祉協議会



## 湧別町保健医療福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(湧別町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湧別町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成21年条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年3月8日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年条例第13号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
  - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
  - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
  - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
  - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
  - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
  - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
  - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項

(6) 食育部会

ア 食育推進計画の策定並びに推進に関すること。

イ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。